

平成26年度

消費生活専門相談員資格認定試験

第1次試験 一問題と解答一

平成26年度の第1次試験（択一式及び〇×式筆記試験・論文試験）は、9月27日（土）に全国27会場で実施し、第2次試験（面接試験）は11月15日（土）～11月30日（日）にかけ、全国5会場で実施しました。以下に平成26年度の第1次試験の択一式及び〇×式筆記試験・論文試験問題を掲載します。なお、択一式試験の解答用紙はマークシートを採用しています。

1. 次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（1カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

- ① 消費者庁は、消費者行政の司令塔として、消費者被害の発生または拡大の防止を図るために、㉠消費者庁が所管する法律の規定に基づく必要な措置を執る権限を持つだけでなく、㉡他の省庁が所管する法律による措置が必要なときは、その省庁に対してその速やかな実施を求めることができる。そして、実施を求めたときは、㉢その措置の実施状況について報告を求める権限もある。
- ② 消費者庁は、消費者事故等の発生に関する情報を得た場合、その被害拡大や同種被害の発生防止のために注意喚起が必要と認めるときは、消費者行政の司令塔として、㉣自らが注意喚起を行うのではなく、㉤被害状況やその他の消費者被害の発生・拡大防止のための情報を、都道府県や市町村に情報提供をすることとし、㉥実施機関である国民生活センターに注意喚起など必要な措置を求めることができる。
- ③ 消費者基本計画は、㉦消費者基本法に基づき策定された、消費者の利益の擁護・促進を図るための国の長期的な消費者政策の指針である。5ヵ年を対象としており、これまで平成17年度からの5年間、平成22年度からの5年間の指針が策定されている。㉧消費者政策会議が消費者庁の意見を聴いて案を作成し、㉨閣議決定されたうえで、公表される。

- ④ 消費者委員会は、㉗消費者庁に設置され、㉘消費者庁を含む省庁から独立した第三者機関として、各種の消費者問題について自ら調査・審議を行い、㉙消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して建議等の意見表明を行う。
- ⑤ 消費者安全法では、商品等又は役務が消費安全性を欠くことによって重大事故等が発生した場合において、被害の発生又は拡大の防止を図るために実施できる他の法律がない、いわゆる「すき間事案」の場合に、㉗事業者に対して必要な措置を取ることを勧告し、命令できる行政措置権限を定めた。この権限は、生命・身体に対する重大事故等が対象であったが、平成24年、消費者安全法の改正で㉘財産に対する多数消費者財産被害事態であって「すき間事案」の場合にも拡大された。
- ⑥ 消費生活センターの設置は、消費者安全法によって、㉗都道府県には義務づけられているが、㉘市町村は努めなければならないとされている。消費生活センターの要件の1つに、消費生活相談について専門的な知識及び経験を有する者を相談業務に従事させていることとある。専門的な知識・経験を有する者について、消費者安全法施行規則では3つの資格があげられており、㉙「消費生活専門相談員」はそのうちの1つである。
- ⑦ 都道府県は、㉗特定商取引法に基づく指示処分や業務停止命令の権限を有しており、ある都道府県が訪問販売業者に対して業務停止命令を発したときは、㉘その都道府県域内での営業活動が禁止されることから、㉙複数の都道府県が共同で業務停止命令を発することもできる。
- ⑧ 消費者庁は、㉗「地方消費者行政活性化交付金」を予算措置し、地方消費者行政の充実・強化をはかってきたが、㉘平成23年度をもって財政支援措置は終了した。
- ⑨ 消費者教育の推進に関する法律では、地方公共団体の㉗努力義務として、㉘教育委員会やその他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、㉙国との役割分担を踏まえて、消費者教育の施策を策定し実施することを求めている。
- ⑩ 近時問題となっている表示の関係では、消費者庁は、㉗景品表示法、㉘家庭用品品質表示法、㉙薬事法などを所管している。

2. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入(マーク)しなさい。
なお、同一記号には同一語句が入る。

① 市場経済では、自由[ア]を行うことで均衡点へと導かれる。この経済では、政府の役割が小さく、予算も少なくてすむので、安価な政府であると言われている。この市場経済の均衡点では、需要と供給が等しくなり、そこでは価格と生産量が決定される。もし何らかの要因によって均衡水準にあった価格が上昇すると、[イ]供給が発生し売れ残りが生じる。販売者は価格を[ウ]て売れ残りに対処することになるので、最終的に価格は元の均衡水準に収斂する。しかし現実には、必ずしも均衡点にあるのではない。90年代以降の日本経済は長期不況下にあり、物価が継続的に下落する[エ]を経験している。食料品などは必需品であり需要の価格[オ]が小さいので、外食産業では販売量増加のため大幅な価格の[ウ]競争を行った企業も現れたが、予想していたよりも売り上げは増加しないので販売総額が逆に減少し経営を悪化させることもあった。この対処策として[カ]を引き下げてコスト削減を図ったことから、消費者の購買力が低下し販売総額がさらに減少して企業経営をひっ迫させた。

② 市場経済は財・サービス市場だけではない。労働市場の均衡点では[カ]が決定され、外国為替市場では為替レートが決定される。為替レート決定理論には諸説あるが、2国間の物価水準の比率で通貨の交換比率を決めるという考え方は[キ]説である。

東京市場の為替レートは2011年9月には1ドル=76円78銭であったが2014年3月には102円30銭までの[ク]になった。[ク]では輸出が増加し輸入が減少するとみられるので、GDPが[ケ]すると期待される。さらに、2013年1月、政府は日本銀行との共同声明の中で、2%の物価安定目標を導入し、[エ]からの早期脱却と持続的な経済成長の実現を目指すとしている。景気と物価水準の関連において、第1次オイルショック後の日本経済では、不景気と物価上昇が同時に発生したこともあった。この現象は[コ]と呼ばれる。

【語群】

1. 競争	2. スタグフレーション	3. デフレーション		
4. 減少	5. 賃金	6. 品質	7. 円高	8. 引き上げ
9. 転嫁	10. 為替心理	11. ギャロッピングインフレーション		

12. 参入	13. 超過	14. 円安	15. 引き下げ	16. 購買力平価
17. 弾力性	18. 部分	19. 増加	20. インフレーション	

3. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入(マーク)しなさい。
なお、同一記号には同一語句が入る。

① 2004年6月、消費者政策の基本を定める消費者基本法が公布・施行された。この法律によって、消費者政策は、消費者の保護にとどまらず、消費者の権利の尊重とその[ア]の支援を基本として行われることになった。この法律には、その基本理念として、消費者の権利として尊重すべき項目が規定されている。もっとも、消費者と事業者の間には、情報の質及び量、[イ]等に格差があるとされている。消費者が自ら適切に権利を行使することは決して簡単なことではない。そこで、[ア]の支援に当たっては、事業者による適正な事業活動が確保されるとともに、消費者の[ウ]その他の特性に配慮することが求められている。また、事業者には5項目の[エ]が課せられている。そのうち、国又は[オ]が実施する消費者政策への協力と消費者からの苦情解決については、消費者保護基本法にも規定されていた。その他に、消費者基本法では、①取引の公正の確保、②必要な情報の明確かつ[カ]な提供、③取引に際して消費者の知識、経験及び[キ]の状況等への配慮、が事業者の[エ]とされている。

② 2012年度に全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談の件数は、約[ク]件である。2012年度の相談を年代別に見ると、[ケ]が全体の19%を占め、最も割合が多くなっている。さらに、その相談のうち約30%が家族あるいは介護予防や権利擁護等の支援を行う[コ]等の契約当事者以外から寄せられている。高齢者の消費者被害の救済には、家族や地域の見守り活動が不可欠であることを示している。高齢者からの相談内容は依然として[サ]型投資商品など、詐欺的な金融商品に関する被害が深刻である。さらに、2012年度には、高齢者を狙った[シ]の送りつけ商法の相談が急増した。そのため、[ケ]の相談を販売購入形態別で見ると、[ス]が最も多く、ついで訪問販売となっている。

一方で、未成年者の相談件数は約2万5000件と比較的少数となっている。もっとも、未成年者が親の同意を得ずにオンラインゲームでアイテム等を購入して、多額の請求を受けているとの相談が、2012年度、増加した。代

金の決済は、親の〔セ〕を未成年者が無断で使用している事例が多くみられる。この背景には、スマートフォンや携帯用ゲーム機の未成年者への急速な普及がある。2012年度のスマートフォンの普及率は、内閣府の調査では、高校生で5割半ば、中学生でも2割半ばに達している。

他に2012年度に増加が目立ったものとして、2004年度をピークに減少し続けていた〔ソ〕がある。内容としては、利用した覚えのないサイト利用料の請求に関するものが多く、約4万件と前年度に比べ倍増した。

【語群】

1. 自立	2. 交渉力	3. 責務	4. 活用	5. 理解力
6. 義務	7. クレジットカード	8. 書籍	9. 迅速	
10. 85万	11. 年齢	12. 債務	13. 感性	14. 財産
15. 国民生活センター	16. 平易	17. 銀行口座	18. 105万	
19. 地方公共団体	20. 60歳代	21. 多重債務	22. 健康食品	
23. 店舗購入	24. ファンド	25. 70歳以上	26. フリーローン	
27. 架空請求	28. 電話勧誘販売	29. 地域包括支援センター		
30. 特別養護老人ホーム				

4. 次の文章の〔 〕の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。
なお、同一記号には同一語句が入る。

PIONEERに寄せられる商品や役務、設備等により生命や身体に危害を受けた事例のうち、化粧品による事例は多く、2011年度、2012年度共に危害発生件数が〔ア〕となっている。特徴としては、危害内容の大部分を〔イ〕が占めていることである。我々が普段、化粧品として使用している製品には、化粧品と〔ウ〕（薬用化粧品）がある。化粧品は人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことが目的とされている。それに対し、〔ウ〕（薬用化粧品）には有効成分が配合されており、人体に何らかの薬理作用を与えるが、作用が緩和なものとされている。

化粧品では、原則として、使用した〔エ〕を表示しなければならない。一方、薬用化粧品は、〔オ〕を表示することが義務付けられているが、近年、業界団体の自主基準として成分表示を行う流れとなっている。

【語群】

- | | | | |
|------------------|-----------|---------|----------|
| 1. 1位 | 2. 5位 | 3. 皮膚障害 | 4. 呼吸器障害 |
| 5. 医薬品 | 6. 医薬部外品 | 7. 指定薬物 | 8. 劇薬 |
| 9. 厚生労働大臣の指定する成分 | 10. 全ての成分 | | |

5. 次の文章の[]の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

- ① 家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大を図るため、2014年1月からわが国では個人投資家向けにNISA（少額投資[ア]制度）が導入された。NISAとは年間投資金額が[イ]万円を上限に、この金額の枠内で新たに購入した上場株式や公募株式投資信託、[ウ]（通称REIT）、[エ]（通称ETF）などについて、その購入した投資対象商品から得られる売却益や配当金、分配金などの利益が、購入した年から数えて[オ]年目の年末まで[ア]扱いとなる制度である。
- ② 社債には、投資した元手資金である元本や[カ]の支払いの確実性を示す安全性、期待される利益の度合いを示す[キ]性、売却のしやすさを示す[ク]性、などの特徴がある。また、社債にはリスクも存在する。例えば、価格が下落することで損失が発生する[ケ]リスク、発行体（企業）の償還能力の低下によって社債が償還されない[コ]リスクなどがある。

【語群】

- | | | | | |
|------------|---------------|---------|------------|--------|
| 1. 利回り | 2. 非課税 | 3. 価格変動 | 4. 80 | |
| 5. 不動産投資信託 | 6. 5 | 7. 100 | 8. 国債 | |
| 9. 投資 | 10. 利息 | 11. 格付け | 12. 欠損 | 13. 促進 |
| 14. 収益 | 15. 7 | 16. 経済 | 17. 上場投資信託 | |
| 18. 信用 | 19. 外国為替証拠金取引 | 20. 流動 | | |

6. 次の文章の[]の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

小型家電には[ア]といわれる鉄、アルミニウム、銅のほか、金、銀やパラジウムなどの貴金属など、様々な鉱物が含まれている。これら有用資源の回収と再資源化、および鉛などの有害物質の適正処理を目的に、小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）が制定された。特に使用済小型家電は金、銀、パラジウムなどを多く含むことから[イ]といわれており、回収の推進が求められている。携帯電話、デジタルカメラ、炊飯器、電子レンジ、ドライヤー、扇風機など、これまで家電リサイクル法等の対象となっていなかったほぼすべての家電が対象となっている。

小型家電リサイクル法では、[ウ]が使用済小型家電の回収を行うことになっており、[エ]および回収方法については、それぞれの[ウ]が決定することになっている。また、再資源化を事業として行う者に対しては、事業計画を作成して主務大臣の認定を受けると、廃棄物処理業の[オ]が不要となることとし、再資源化の促進を図っている。

【語群】

1. 再資源化事業者	2. レアメタル	3. 都市鉱山	4. 登録
5. ベースメタル	6. 許可	7. 都道府県	8. 回収品目
9. 市町村	10. 非再生可能資源		

7. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。
 なお、同一記号には同一語句が入る。

クリーニング事故賠償基準では、物品の [ア] を基準にして損害の賠償額を算出する。物品の [ア] とは、損害が発生した物品と[イ]の新規の物品を[ウ]に購入するために必要な金額で、[ウ]におけるその物品の標準的な小売価格をいう。ただし、バーゲン品として売り出された品物のように物品の[エ]が、その物品の[ウ]における標準的な小売価格と著しく異なる場合で、[オ]または客が[エ]を明らかにしたときは、[エ]を基準として [ア] を定めることとなっている。

【語群】

1. 同一の品質	2. 苦情の申出時	3. 販売業者	4. 同等の価値
5. 購入価格	6. 事故発生時	7. メーカー提示価格	
8. 再取得価格	9. 希望小売価格	10. クリーニング業者	

8. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

- ① 食物の摂取により生体が障害を引き起こす反応に、食物アレルギーがある。これは生体の食物抗原に対する免疫反応によって引き起こされる。これを防止するため、アレルギー物質を含む食品に関して表示制度が設けられている。現在、アレルギーを起こしやすいとして特定された原材料等は [ア] 品目あり、そのうち小麦、[イ]、卵、乳など7品目は [ウ] とされて、これらを食品に含む場合、表示が義務付けられている。また、これら [ウ] に準ずるものとして、あわび、[エ] などがあるが、平成25年9月、新たにカシューナッツ及び [オ] の2品目が追加された。それらを含む食品の場合は可能な限り表示するよう奨励されている。
- ② 食品の栄養表示は、[カ] に基づき実施されている。栄養表示をしようとする者は、販売に供する食品について [キ] で定める栄養成分または熱量に関し内閣総理大臣の定める [ク] に従い、必要な表示をするものとされている。このことは栄養機能食品について [ケ]。なお、この [ク] は [コ] により栄養表示がなされたものが適用となる。

【語群】

1. 米	2. りんご	3. 厚生労働省令	4. 栄養表示基準
5. ごま	6. 特定原材料	7. は適用されない	8. 食品衛生法
9. 25	10. こしょう	11. 加工食品品質表示基準	12. 特定保健用食品
13. 27	14. そば	15. 健康増進法	16. も適用される
17. 英文	18. アーモンド	19. 邦文	20. 農林水産省令

9. 次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（1カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

- ① 私人間の法律関係を規律する法を㉠私法という。民法は、これに属し、その㉡一般法である。これに対し、国家と国民の間を規律する法を公法という。憲法や㉢刑法などが公法に属する。

- ② 任意規定は、当事者がこれと異なる意思を表示した場合にはその適用を排除されるが、⑦強行規定は、当事者がこれと異なる意思を表示した場合にも適用される。①売主の瑕疵担保責任についての規定や、⑦成年被後見人の法律行為についての取消権を認めた規定は強行規定である。
- ③ 契約自由の原則は、私人が契約を自由に結ぶことができるという原則であり、⑦ここにいう私人には、個人だけでなく、企業も含まれる。契約自由の原則は、①契約を締結するかどうかの自由、契約の相手方を選択する自由、契約内容を決定する自由、契約から離脱する自由からなる。契約自由の原則については、社会や経済の発展に伴い、その制限が重要な課題になっており、⑦各種の法律により、契約自由の原則に対して種々の制限が加えられている。
- ④ 民法第95条によれば、錯誤無効の要件は、⑦法律行為の要素に錯誤があったこととされ、但し、表意者に重大な過失があった場合はその主張ができないこととされている。要素の錯誤とは、①法律行為の内容の重要な部分に錯誤があり、もしこの点に錯誤がなかったら表意者がそのような意思表示をせず、通常人もそのような意思表示をしない場合をいう。表意者の重大な過失とは、表意者の職業、行為の種類、目的などに応じ普通になすべき注意を著しく欠くことである。なお、インターネット取引について、⑦電子消費者契約法に民法第95条と同様の規定が定められている。
- ⑤ 民法第96条は、⑦詐欺または強迫による意思表示は取り消すことができると規定している。「詐欺」といえるためには、①錯誤に陥らせようとする故意は不要であるが、その錯誤によって意思表示をさせようとする故意が必要である。⑦虚偽の事実を述べる場合のみならず、事実を隠すことも詐欺に該当しうる。
- ⑥ 未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、⑦法定代理人が取り消すことができるが、①未成年者自身は取り消すことができない。未成年者が単に贈与をしてもらうような場合には、⑦未成年者の法律行為を取り消すことはできない。
- ⑦ 民法では、制限行為能力者がした法律行為は、一定の要件の下に取り消すことができるとしている。⑦取り消された行為は、初めから無効であったものとみなされる。ただし、①制限行為能力者は、現に利益を受けている限度において返還の義務を負う。⑦取消権は、追認をすることができる時から10

年間行使しないときには時効によって消滅する。

- ⑧ 一般に、履行遅滞とは、債務者が履行期に履行が可能であるにもかかわらず履行をしない場合であり、履行不能とは、債権成立の時に履行が可能であって、その後に履行が不能となった場合とされている。履行遅滞の場合は、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除できるが、履行不能の場合は、催告をせずに解除できる。
- ⑨ 売買目的物が売主以外の者の所有であって、その権利を取得して買主に移転することができない場合や、売買目的物に隠れた瑕疵があった場合等には、それらの点について売主に過失がなくても、買主は売主に対して、損害賠償請求をしたり、契約を解除したりすることができる。このような場合の売主の責任を、担保責任という。
- ⑩ 請負契約は、当事者の一方が、ある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。例えば、不動産仲介業者に不動産売買の仲介を依頼する契約などが請負契約である。仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求できる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。注文者は、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに損害賠償の請求ができる。
- ⑪ 通常の委任契約は、なんら特別の事由がなくても、各当事者がいつでもその解除をすることができる。もっとも、当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならないが、やむを得ない事由があったときは、相手方の損害を賠償せずに解除することができる。
- ⑫ 代理とは、代理人が本人のために意思表示を行うことにより、その効果を本人に帰属させる制度である。本人の意思に基づいて代理人に代理権を授与する場合を任意代理といい、本人の意思に基づくことなく法律の規定により代理権が授与される場合を法定代理という。代理権のない者が、代理人と名乗って契約をした場合、その契約の効果が本人に帰属する余地はない。
- ⑬ 成年に達した者であっても精神上の障害によって事理を弁識する能力を

欠く常況にある者について、本人や近親者などは、①家庭裁判所に対して後見開始の審判を請求できる。成年被後見人の法律行為は、日用品の購入その他の日常生活に関する行為を除いて、取り消すことができる。②ただし、成年被後見人が成年後見人の同意を得てした行為は、取り消すことができない。

⑭ 契約当事者が相互に対価的關係のある債務を負う契約を①双務契約という。この場合、双方の債務は同時に履行されるのが公平であることから、②一方が先に履行する合意がある場合はこれに従うが、③特段の合意がない場合は、契約当事者の一方は、履行期が来ても相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。

⑮ 消費貸借において返還時期の定めがある場合に、①借主は履行期前に返還することも可能であるが、これによって相手方の利益を害することはできない。期限の定めがない消費貸借においては、②貸主は相当期間を定めて返還の催告をすることができる」とされており、③その期間経過をもって履行遅滞に陥ると解されている。

10. 次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（1か所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 消費者契約法は、①法律の規定する一定の場合に消費者に取消権を認めるとともに、②消費者の利益を不当に害することになる条項の全部または一部を取り消すことなどを規定している。これらの規定は、③事業者と消費者の間にある情報の質及び量並びに交渉力の格差の存在を前提としている。

② 消費者契約法は、民法の特別法として①消費者契約に関する民事ルールを定める法律なので、②消費者と事業者との間の契約関係を対象としている。したがって、③労働契約にも適用される。

③ 消費者契約法では、消費者とは①事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除いた個人をいい、事業者とは②法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約当事者となる場合における個人をいうと規定している。そのため、消費者契約法は、③公益財団法人と消費者の行う契約にも適用される。

- ④ 消費者契約法第3条は、事業者は⑦契約内容を定めるにあたって消費者にとって正確かつ公平なものになるように配慮するとともに、①勧誘をする際には、消費者契約の内容についての必要な情報を提供するように努めるべき義務を規定している。同条は、⑧法的義務ではなく努力義務を定めたものと理解されている。
- ⑤ 消費者契約法第4条第4項は、「重要事項」について規定している。同条は、「重要事項」とは、消費者契約に関する⑦物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容、①物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であって、⑨消費者が契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすようなものをいうとしている。
- ⑥ 消費者契約法第5条は、⑦事業者が第三者に契約締結の媒介を委託した場合や代理人に依頼した場合、その第三者や代理人が消費者契約法第4条第1項から第3項までに規定する行為を行ったとき①消費者は、事業者との契約を取消しできることを規定している。このような本条の考え方は、⑩割賦販売法の平成20年改正法に影響を及ぼしている。
- ⑦ 消費者契約法第4条の取消権は、いつまでも無制限に行使できるものではなく、⑦追認できる時から6ヵ月、①契約した時から3年間の行使期間の制限があり、⑧いずれか先に期間が経過した時に取消権は消滅する。
- ⑧ 消費者契約法は、事業者の重要事項の不実告知や断定的判断の提供、不利益事実の不告知によって⑦消費者が誤認して契約の申込み又は承諾の意思表示をした場合、①その意思表示を無効とすることを認めている。これは、⑩民法第96条の詐欺の要件を緩和したものである。
- ⑨ 最近の不当な契約条項関連の判決では、不動産賃貸借の事例が注目されている。敷引特約の効力が争われた最高裁平成23年3月24日判決は、⑦一般論として敷引金が高額に過ぎる場合は原則として無効であるとしたが、問題となった特約については、①結論として敷引特約に関して消費者契約法第10条により無効であるとはいえないとした。一方、更新料条項の効力が争われた最高裁平成23年7月15日判決は、⑩更新料を支払う旨の契約条項に関して、それが明確に規定されている場合には、特段の事情がない限り消

消費者契約法第10条により無効であるとはいえないとした。

- ⑩ 適格消費者団体による差止めの対象となる事業者の行為は、⑦当初、消費者契約法第4条第1項から第3項までに規定された5類の不当勧誘行為、および④消費者契約法第8条から第10条に規定された不当条項を用いた契約の場合であった。しかし、現在では、⑦特定商取引法や金融商品取引法などの一定の規定に対象が拡大されている。

11. 次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（1か所）の記号も記入（マーク）しなさい。

- ① 消費者が頼んでもいないのに販売業者が健康食品等を一方的に送りつけて代金を支払わせる、いわゆる「送りつけ商法」について、特定商取引法（以下、特商法という。）は、原則として⑦14日を経過する日までに、その商品の送付を受けた者がその申込みにつき承諾をせず、かつ、販売業者がその商品の引取りをしないときは、販売業者は送付した商品の返還を請求することができないと規定している。消費者において商品の購入をしようと思い、特に業者にその旨を告げないまま代金を支払った場合、④消費者において別途承諾の意思表示をしなければ売買契約は成立しない。商品を送りつけた販売業者が消費者に電話をかけて購入を勧め、その結果売買契約が成立した場合には⑦電話勧誘販売に該当し、クーリング・オフで契約を解除できる可能性がある。
- ② 販売業者が訪問販売を行おうとする場合には、⑦勧誘に先立って相手方に対し勧誘を受ける意思があるかどうかの確認をするように努めなければならない、契約を締結しない旨の意思表示をした者に対し当該売買契約の締結について勧誘を行ってはならないとされている。これに対し訪問購入においては、④売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認してはならないとされている。訪問販売・訪問購入いずれの場合も、勧誘を行う場合には、これに先だって⑦販売業者の氏名・名称や売買契約の締結について勧誘をする目的である旨等を明らかにする義務がある。

③ 削除

- ④ リフォーム業者が突然消費者の自宅を訪れてリフォーム工事の勧誘を行い、その日のうちに契約を締結してリフォーム工事を行った場合、消費者はリフォーム工事契約をクーリング・オフによって解除できる。クーリング・オフができるのは、原則として⑦法定書面の交付日の翌日から8日間である。
①クーリング・オフの意思表示は書面で行う必要がある。クーリング・オフを行った場合、消費者は⑨リフォーム工事によって変更した部分を無償で原状に戻すよう当該リフォーム業者に請求できる。
- ⑤ 訪問販売は、営業所等以外の場所における取引が原則的な形態である。例えばホテルの会議室で1週間にわたって商品を陳列し、消費者が自由に選択できる状態で販売を行う場合には⑦「営業所等」における取引として訪問販売に該当しない。しかし、同じ場所・期間の取引であっても、商品を陳列せず、販売業者が順次売りたい商品を顧客に示して販売する場合には①「営業所等」には該当せず、訪問販売となる。なお、⑦屋台店・露店は固定的施設とは言えないので「営業所等」に該当せず、そこでの取引は訪問販売となる。
- ⑥ 電話勧誘販売は、⑦販売業者が相手方に電話をかけて勧誘する場合だけでなく、所定の方法で相手方に電話をかけさせた場合も含まれる。電話勧誘販売は、①郵便、ファクス等の所定の手段により申込み・契約締結を行うという点で通信販売と共通している。なお、電話勧誘販売には⑦過量販売解除権の規定はない。
- ⑦ 不要品の買取業者が突如消費者宅を訪れ、消費者から金の指輪を買い取った場合、消費者は買取りにかかる売買契約をクーリング・オフすることができるが、その時点で買取業者が第三者にその指輪を売却していたときは、⑦消費者は指輪が第三者のもとに存在する限り、常に第三者に対しその返還を求めることができる。この場合、買取業者が合わせて書籍を購入したときは、①消費者は書籍についての売買契約をクーリング・オフすることはできない。買取業者が消費者からの退去を求められたにもかかわらず居座って書籍の買取りの勧誘を行った等の事情がある場合、⑦書籍についての売買契約を消費者契約法により取り消す余地がある。
- ⑧ いわゆる健康食品について誇大な効能を謳った広告を信じて消費者が通信販売で当該健康食品を購入した場合、特商法上、その消費者は⑦誇大広告で

あったことを理由に契約を取り消すことはできない。④誇大広告を行った販売業者に対しては行政処分を課すことが可能である。⑤その広告に、いわゆる返品ルールについての記載がなければ、商品を受け取ってから8日間は返品が可能である。

⑨ 特商法上の連鎖販売業を行う者が無店舗の個人と連鎖販売契約の締結を行おうとする場合、⑦連鎖販売業者は契約の締結に先だてて契約の概要を記載した書面を交付する必要がある。この場合、④連鎖販売契約を締結した相手方はクーリング・オフが可能であり、その期間は20日間である。また、⑤勧誘に際し商品の効能について不実の告知があった場合、相手方は連鎖販売契約を取り消すことができる。

⑩ パソコンの入力作業の仕事をあっせんすることを条件にパソコンを購入する際、販売業者からパソコンの性能について虚偽の説明があり、これを信じてパソコンを購入した場合、⑦購入者は、これを理由にパソコンの購入契約を取り消すことができる。パソコンの性能についての偽りはなかったが、実は販売業者には入力作業の仕事をあっせんできる態勢の見込みがなかった場合、④購入者はこれを理由にパソコンの購入契約を取り消すことができる。仕事のあっせんのために登録料が必要となっていたが、パソコンの売買契約時にそのことを説明されなかった場合、⑦購入者はこれを理由にパソコンの購入契約を取り消すことができない。

⑪ 特商法における連鎖販売加入者は、クーリング・オフ期間経過後も将来に向かって連鎖販売契約を解除することができる。その解除がされた場合に、当該連鎖販売契約に係る商品販売契約を解除するための要件は、⑦入会后1年を経過していないこと、④引渡しを受けてから90日を経過していない商品であること、⑤商品を再販売していないことなどである。

⑫ 美顔のための施術を内容とする、期間2ヵ月、代金10万円のエステサービスの提供契約を締結した消費者が、その際、エステ事業者から、自宅で使用すると美顔効果が上がると言われて化粧品を購入した。この場合、⑦消費者がエステ契約をクーリング・オフしたときは、あわせて化粧品の販売契約を解除することができる。また、④エステ契約をクーリング・オフ期間経過後に中途解約する場合、あわせて化粧品の販売契約を解除することができる。エステ契約締結の際、推奨品として店舗に置かれていたシャンプーを消費者が自主的に購入した場合、⑤エステ契約のクーリング・オフとともにシャンプーの販売契約を解除することはできない。

- ⑬ 特商法上の訪問販売の形式で日常生活において通常必要とされる分量を超える量の商品を一度に購入した場合、㉗購入した消費者は当該販売契約をまとめて解除できる。これまでの購入分や新たな購入分の分量だけでは通常必要とされる分量を超えていないが、両者を合わせると通常必要とされる分量を超えることとなる場合、㉘販売業者がそのことを認識していれば、これまでの販売契約もまとめて解除できる。㉙過量販売解除権の行使期間は契約締結から1年である。
- ⑭ 店舗における取引であっても特商法の訪問販売に該当することがある。例えば、㉗販売目的を告げずに「来店すればもれなくプレゼントがもらえる」などと電話を使って店舗等へ呼び出して店舗で契約した場合や、㉘「抽選で当選したので特別価格で購入できます」などとメールを送って店舗等へ呼び出して店舗で契約した場合がこれに当たる。㉙店先から声をかけ、顧客を呼び止めて店舗に招き入れ、店舗で消費者と契約を締結した場合も同様である。
- ⑮ 電話勧誘販売については特商法上、様々な規制が規定されている。民事ルールとしては、㉗取消権や、契約の解除等に伴う損害賠償額の制限などが規定されており、行政ルールとしては、㉘勧誘に先立って事業者氏名や勧誘目的等を告げる義務や、契約を締結しない旨を表示した者に対する再勧誘の禁止などが規定されている。㉙勧誘時に商品の性能等について不実の告知等を行った場合については刑事罰も用意されている。

12. 次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（1カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

- ① 割賦販売法上、個別方式の割賦販売（前払式割賦販売を除く）の適用対象は、販売業者が購入者に対し、代金を㉗2ヵ月を超える後払いを条件として販売をすることであり、適用対象は、㉘政令により指定された商品、権利および役務に限られ、㉙購入者が営業のために若しくは営業として契約を締結する場合は適用が除外される。
- ② 割賦販売法上、割賦販売業者は㉗購入者の支払可能見込額の調査義務を負わず、販売契約締結時に㉘書面交付義務を負い、㉙抗弁対抗の規定はない。

- ③ 割賦販売法上、前払式割賦販売業者については、㉞開業規制として許可制がとられており、前払式割賦販売を除く割賦販売業者については、㉟開業規制として登録制がとられている。また、前払式特定取引業者には、㉞開業規制として許可制がとられている。
- ④ 個別信用購入あっせんを利用して訪問販売の方法で商品を購入した場合、割賦販売法によれば、㉞販売業者に対してクーリング・オフの通知をすることにより個別信用購入あっせん契約をクーリング・オフすることができ、その結果、㉟販売業者は、個別信用購入あっせん業者に対して受け取り済みの立替金を、㉞個別信用購入あっせん業者は、すでに分割金を受け取っているときには購入者に対してその既払金を、それぞれ返還しなければならない。
- ⑤ 個別信用購入あっせん業者は、割賦販売法上、㉞開業するにあたって登録義務を負い、㉟個別信用購入あっせん契約の締結に先立って個別支払可能見込額を調査しなければならず、㉞顧客から加盟店の勧誘方法についての苦情が寄せられたときは加盟店調査義務を負う。
- ⑥ 個別信用購入あっせんは、㉞個別の販売契約ごとに与信審査を行い、㉟商品や役務については政令指定制がとられていない。㉞いわゆる住宅ローンも個別信用購入あっせんとして規制される。
- ⑦ 包括信用購入あっせんにおける抗弁の対抗は、㉞抗弁に関してカード会社の過失は不要で、㉟販売業者の債務不履行を理由とする契約解除も抗弁事由となり、㉞支払総額にかかわらず抗弁対抗は可能である。
- ⑧ 電話勧誘販売により、個別信用購入あっせんを利用して学習教材を購入した場合、割賦販売法によれば、㉞販売業者と個別信用購入あっせん業者の双方が契約書面の交付義務を負い、購入者は、契約書面の交付から㉟8日間は個別信用購入あっせん契約のクーリング・オフができ、㉞学習教材が過量に販売された場合は、個別信用購入あっせん契約の解除をすることができる。
- ⑨ 割賦販売法によれば、個別信用購入あっせんを利用して訪問販売の方法で商品を購入した場合に、㉞販売業者または個別信用購入あっせん業者が、個別信用購入あっせん契約のクーリング・オフに関する事項について不実のことを告げたことにより、購入者が誤認し、または㉟威迫により、購入者が困惑

して、クーリング・オフ期間内にクーリング・オフを行わなかった場合は、⑦購入者がクーリング・オフ妨害を解消するための書面を受領した日から起算して8日を経過するまで、クーリング・オフ期間が伸長される。

- ⑩ 個別信用購入あっせんを利用して特定商取引法上の特定継続的役務提供となるエステ契約をした際に、エステ事業者が⑦エステ契約の重要事項について不実告知をし、それにより消費者が誤認した場合、①個別信用購入あっせん業者の過失がなくても、⑤消費者が自らエステ店を訪れていたとしても、割賦販売法により個別信用購入あっせん契約の取消しができる。

13. 次の文章の[]の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

製造物責任法における[ア]とは、製造物が通常有すべき[イ]を欠いていることを意味する。[ア]の有無は、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物の[ウ]をした時期、その他の当該製造物に係る事情を考慮して判断される。製造業者等の主観的な注意義務違反を問題とする過失責任と異なり、製造物の客観的な性状に基づいて判断される。

製造物責任法に基づく損害賠償請求権は、損害及び[エ]を知った時から[オ]で時効となり、民法の不法行為の時効期間と同じである。しかし、製造物の[ウ]をした時から10年を経過すると製造物責任に基づく請求はできなくなる。

【語群】

1. 販売業者	2. 賠償義務者	3. 安全性	4. 3年
5. 5年	6. 引渡し	7. 品質	8. 過失
9. 欠陥	10. 製造・加工		

14. 次の文章の[]の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 不動産登記制度は、不動産登記法に基づき、不動産の権利関係を一般に公示することによって、不動産取引の安全と円滑をはかるための制度である。

登記記録がコンピュータ化され、登記事項証明書の交付は、管轄又は最寄りの登記所窓口への提出や郵送による請求のほか、オンラインによる請求が可能である。また、登記事項証明書は、[ア]を利用して、全国のコンピュータ化された登記所間において相互に交付の請求ができ、管轄の登記所ではなく最寄りの登記所で受け取ることができる。

登記記録は、最初に不動産の表示部分である[イ]があり、次に[ウ]に関する権利を記載する甲区があり、最後に[ウ]以外の権利を記載する乙区に分かれている。例えば、土地が二重に売買された場合、契約締結の先後ではなく登記の先後によって所有権を主張できるとされている。これを登記の[エ]という。

② 国土交通大臣は、欠陥住宅問題に対応するため、2000年4月1日施行の[オ]に基づく住宅紛争処理機関として、各地方の[カ]の住宅紛争審査会を指定した。

住宅紛争審査会は、[キ]が交付された住宅及び[ク]に入っている住宅に関する紛争について、調停、あっせん、仲裁を行っている。

また、この住宅紛争審査会を支援している公益財団法人[ケ]では、[コ]の愛称で、電話相談窓口も設けている。

【語群】

1. 公信力	2. 対抗力	3. 明細部	4. 表題部	5. 法テラス
6. 所有権	7. 抵当権	8. 建設住宅性能評価書	9. 不動産鑑定書	
10. 登記情報交換サービス	11. 不動産適正取引推進機構			
12. 住宅リフォーム・紛争処理支援センター	13. 住生活基本法			
14. 住宅の品質確保の促進等に関する法律	15. 登記情報検索システム			
16. 弁護士会	17. 宅地建物取引業の営業保証金制度			
18. 住まいのダイヤル	19. 住宅110番	20. 住宅瑕疵担保責任保険		

15. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 消費生活用製品安全法において、[ア]とは、消費生活用製品のうち、構

造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。
 [ア]を販売するためには、技術基準に適合したことを示す[イ]を表示しなければならない。また、[ウ]とは、消費生活用製品のうち、経年劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品をいい、対象となる製品のの一つは[エ]である。[ウ]について、政令で定められた9品目の製造・輸入事業者、販売事業者、関連事業者、消費者等が適切に役割を果たして経年劣化による製品事故を防止する制度を[オ]という。

- ② 消費者安全法が改正され、平成24年10月1日に[カ]が設置された。
 [カ]は、[キ]のうち、[ク]が発生した場合に、被害の発生又は拡大の防止を図るための事故等原因調査を行う。[ケ]によって調査等がなされている場合は、これら調査等の結果の評価を行い、意見を述べ、あるいは[カ]自ら事故等原因調査を行う。

これらの結果に基づき、内閣総理大臣に対し勧告し、また、講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政長への意見具申を行う。また、[カ]において事故等原因調査が必要であると思料する場合は、申出制度が設けられ、同制度においては、申出をする主体は、[コ]と定められている。

【語群】

1. 消費者委員会	2. 特別特定製品	3. 扇風機	4. 石油給湯機
5. 製造事業者	6. 何人も	7. 重大製品事故	
8. 消費者安全調査委員会	9. 他の行政機関	10. P S Cマーク	
11. 特定保守製品	12. 適格消費者団体	13. 簡易ライター	
14. 生命身体事故等	15. P S Eマーク		
16. 長期使用製品安全表示制度	17. 消費者事故等	18. 特定製品	
19. 長期使用製品安全点検制度	20. 生命財産事故等		

16. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

昨年、ホテル・レストラン等が提供する料理のメニュー等の表示に関して、実際使われていた食材と異なる表示が行われていたことが明らかになった。

この問題に対し、消費者庁は、ホテル・飲食店等を運営する事業者3社に対し、ホテル等で提供する料理に係る表示について、不当景品類及び不当表示防止法（以下、景品表示法）違反として〔ア〕を行った。

問題となった表示としては、例えば、メニューに「車海老のチリソース煮」と記載し、クルマエビが使用されているかのように表示していたが、実際は、クルマエビよりも安価で取引されるブラックタイガーが使用されていたものがあり、この表示については、〔イ〕について実際のものよりも〔ウ〕と一般消費者に誤認される表示として違反とされた。

また、〔ア〕の対象となり、問題となった他の表示としては、事業者が運営する旅館において「大和肉鶏鍋」等、大和肉鶏料理を提供する旨を旅行情報ウェブサイトに表示していたが、当該旅館では、「大和肉鶏」と称する地鶏を仕入れておらず、大和肉鶏料理を提供していなかった事例があった。この表示については、〔エ〕が指定する〔オ〕に該当し、違反とされた。

上記のようなメニュー・料理等の不当表示の再発防止等、表示の適正化を図るため、政府においては、食品表示等問題関係府省庁等会議が開催され、ガイドラインの策定等、各種の対応策の検討・取りまとめが行われた。

これらの対応策のうち、行政の監視指導体制を強化する観点から、景品表示法の改正を行うこととされた。

【語群】

- | | | |
|--------------------|-----------|-------------------|
| 1. 著しく優良 | 2. 内閣総理大臣 | 3. おとり広告に関する表示 |
| 4. 勧告 | 5. 著しく有利 | 6. 事業者の事業を所管する大臣等 |
| 7. 商品・役務の価格等の取引条件 | | 8. 措置命令 |
| 9. 商品の原産国に関する不当な表示 | | 10. 商品・役務の内容 |

17. 次の文章の〔 〕の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

高速ツアーバスの重大事故を踏まえて、〔ア〕は、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」により、高速バス事業の安全対策の強化を進めている。これまでの高速バス事業の運行形態には、路線バス事業者が運行する高速乗合バスと、〔イ〕が募集型企画旅行として〔ウ〕事業者を使って運行を委託する高速ツアーバスの二種類があった。特に後者は、旅客の契約の相手方が〔イ〕となり、旅客と〔ウ〕事業者間の責任関係があいまいで安全確保に問題があ

った。平成25年8月1日より高速バス事業は、[エ]に移行・一本化され、旅客との運送契約上の責任を負い、[ウ]事業者に運行を委託する場合も[エ]事業者の責任で安全確保を行うこととした。同時に、長距離運行バスに係る[オ]の配置基準を導入し、過労運転の防止を図った。

【語群】

1. 消費者庁	2. 乗合バス	3. 新高速ツアーバス	
4. 国土交通省	5. 貸切バス	6. 旅行業者	7. 交替運転者
8. 新高速乗合バス	9. 運行責任者	10. バス所有者	

18. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 携帯電話の通話・通信契約に際し、携帯電話事業者や販売店は、[ア]により、消費者に対して料金その他の提供条件の概要を説明する[イ]を負うが、同法には、説明拒絶や虚偽説明などの説明義務違反に関し、消費者を保護する[ウ]や取消権など、契約を解消する規定がない。そのため、消費生活相談窓口では、事業者の説明の態様や消費者側の[エ]など個別の事情を考慮し、事例ごとに、例えば重要事項について事実と異なることを告げられたか否かを慎重に吟味し、[オ]の取消権の行使が可能か否か検討することになる。

② 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律において、[カ]の青少年が、通信・通話契約の相手方又はいわゆるスマートフォンのような高機能携帯電話端末の利用者となる場合、携帯電話事業者は[キ]の利用を条件としなければ携帯電話インターネット接続役務を提供できないが、スマートフォンで[ク]を通じてインターネットに接続する場合には携帯電話インターネット接続役務に該当せず、[キ]の利用を提供の条件とする対象にならない。

オンラインゲーム等で、有料のオプションを購入する場合、親などの法定代理人の同意がない未成年者による契約は、民法による[ケ]が原則として可能であるため、運営者は年齢確認の義務はないものの、年齢確認を行う仕組みを講じている例が増えている。一方、未成年者が[コ]を用いて成年であると誤信させた場合、[ケ]はできないが、年齢確認の画面で「自分は

成年である」旨のボタンを押しただけで [コ] となるのかは個別の事情を考慮して、判断されるものと解される。

【語群】

1. 15歳未満	2. 抗弁の対抗	3. 電子消費者契約法
4. 消費者契約法	5. 公衆無線LAN	6. 特定電子メール
7. 法的義務	8. 18歳未満	9. クーリング・オフ
10. 電気通信事業法	11. 倫理的義務	12. プリペイド携帯
13. 錯誤	14. 性別	15. 年齢・知識・経験
16. 携帯電話本人確認法	17. 取消し	18. 過量販売解除
19. 青少年有害情報フィルタリングサービス	20. 詐術	

19. 次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（1か所）の記号も記入（マーク）しなさい。

- ① 国民生活センターの紛争解決委員会による手続は、裁判外紛争解決手続の一つであり、㉞消費者と事業者との間の重要消費者紛争であれば幅広く対象となる。この手続は、選定、指名された委員が両当事者の主張を聞き、㉠和解の仲介又は仲裁による解決をめざすものである。委員は、専門的な知識経験を有する者のうちから、㉟内閣総理大臣の認可を受けて国民生活センターの理事長が任命する。
- ② 消費者と事業者との間のトラブルは、比較的少額のものが多いので、㉡訴訟手続によらず公正な第三者が関与してその解決を図る裁判外紛争解決手続によって解決することが現実的である。裁判外紛争解決手続には、国民生活センター紛争解決委員会のような行政型ADRによるもののほか、㉠弁護士会が設置する仲裁センターなどの民間団体によるもの、また㉡裁判所の民事調停手続も含まれる。
- ③ ㉡裁判外紛争解決手続を業として行うためには法務大臣による認証を受けなければならない、㉠認証事業者の紛争解決手続を利用する場合には、時効中断の特則が適用され、同じ紛争について係属する訴訟は中止されるが、㉡認証事業者の下で成立した和解には執行力が認められない。

- ④ 簡易裁判所の少額訴訟は、⑦訴訟の目的の価額が60万円を超えない請求について、①原則として1回の口頭弁論期日で完了する迅速な審理により、判決で分割払いを命じることもできるが、⑦同一の簡易裁判所に同じ者が訴えを提起できるのは、年に10回までと定められている。
- ⑤ 民事訴訟の当事者のために代理人となることができるのは原則として弁護士に限られるが、⑦司法書士は一定の要件の下で簡易裁判所での訴訟代理人となることができるほか、①行政書士は行政訴訟に限り代理人となることができるし、⑦簡易裁判所では裁判長の許可を得た者が訴訟の代理人となりうるなどの例外がある。
- ⑥ 消費者に対して事業者が金銭支払いを求める民事訴訟を提起すると、その訴状と期日呼出状は裁判所から⑦消費者の住所地や勤務先に送達される。不在等で送達できない場合は、最終的に書留郵便等による送達がなされ、①書留郵便等が現実には届いたかどうかに関係なく、送達の効果が生じる。そもそも所在不明の場合は、⑦裁判所の掲示板に送達書類があるから取りに来るようにとの掲示がされて、掲示から2週間で送達の効果が生じる。
- ⑦ どの裁判所に訴えを提起できるかという管轄の定めは民事訴訟法に定められているが、事業者が作成した約款において、⑦特定の裁判所を専属的合意管轄裁判所とする条項があれば、その裁判所以外で訴訟をすることは許されない。また事業者が土地管轄のない地方裁判所で訴えを提起したのに対して①消費者が管轄違いを主張することなく応訴すれば、その裁判所に管轄があるものとされる。また、⑦管轄違いの裁判所に訴えを提起されても、訴え却下にはならず管轄裁判所に移送される。
- ⑧ 弁論主義が採用されている民事訴訟では、⑦当事者が主張していない主要事実を裁判の基礎としてはならず、①当事者間に争いのない主要事実を証拠調べの必要なく裁判の基礎としなければならない。⑦当事者が尋問を申し出ていない証人を取り調べることは許されない。
- ⑨ 民事訴訟の判決は⑦原本に基づいて言渡しをすることで効力を生じるので、①第一審判決の言渡しから2週間経過すれば控訴期間が満了して確定し、⑦給付を命じる確定判決には既判力と執行力が生じる。
- ⑩ 消費者契約に仲裁条項がある場合、⑦その条項は、法令の別段の定めがある

場合を除き、原則として有効ではあるが、④消費者が仲裁条項に反して訴訟を提起しても訴え却下とはならないし、⑤事業者が仲裁機関に申し立てても消費者がその仲裁廷の口頭審理に出席しなければ仲裁合意は解除される。

20. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

個人データが、無制限に[ア]されれば、情報主体本人（以下、本人という。）の予期しない範囲に個人データが流通してしまい、不測の損害を生じるおそれがある。そこで、個人情報保護法は、[イ]が、個人データを[ア]する場合には、あらかじめ[ウ]を取ることを必要としている。

他方で、個人情報保護法は、立法目的として、個人情報の[エ]についても配慮することをあげており、一定の場合には、[イ]が、[ウ]なく個人データを[ア]することを認めている。その一つが、[オ]である。例としては、学校教育法施行規則に基づき、児童が進学した場合に進学前の校長が指導要録を進学先の校長に対して送付する場合や、弁護士法第23条の2に基づく照会に応ずる場合などがある。

【語群】

- | | | | |
|-------------|----------------|--------------|----------|
| 1. 法令に基づく場合 | 2. 第三者提供 | 3. 有用性 | 4. 本人の同意 |
| 5. 地方公共団体 | 6. 加工 | 7. 個人情報取扱事業者 | |
| 8. 行政の許可 | 9. 当事者の利益になる場合 | 10. 流通性 | |

21. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 金銭の貸付けの金利を規制する法律には[ア]、[イ]、[ウ]があるが、このうち、金利の有効・無効の限界を定めた法律は[ア]である。同法の制限金利を超える契約をした場合には[エ]が無効となる。業として金銭の貸付けを行う場合において、年[オ]%を超える割合による利息の契約、受領、要求をした場合は処罰の対象となるが、この処罰の対象となる上限金利を定めている法律は[イ]である。

- ② 債務整理の方法には任意整理、特定調停、個人版民事再生、個人の自己破産がある。個人の自己破産は、債務者が[カ]の状態にあるときに利用することができる。債務者が[キ]を得てそれが確定すると、一定の債権を除き、その支払いを免除される。[キ]が確定しても支払いを免れない債権を[ク]という。個人の自己破産では、浪費や賭博などで過大な債務を負担したなどの[ケ]がある場合でも、裁判官の裁量で[キ]が得られる可能性がある。個人の自己破産において換価や処分を要せずに債務者が保有できる財産のことを[コ]と言う。

【語群】

1. 貸金業法	2. 利息制限法	3. 出資法	4. 消費者契約法
5. 貸付契約そのもの	6. 総借入残高が年収の3分の1を超える分		
7. 制限超過部分	8. 29. 2	9. 20	10. 支払遅延
11. 支払不能のおそれ	12. 支払不能	13. 差押禁止財産	
14. 破産手続開始決定	15. 免責許可決定	16. 免責不許可決定	
17. 免責不許可事由	18. 非免責債権	19. 破産債権	20. 自由財産

22. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

- ① 投資詐欺に用いられる商品には様々なものがあるが、株式、社債やファンドの販売勧誘は、[ア]の規制対象となる。株式、社債やファンドの販売勧誘を業として行うときには、原則として、[イ]としての[ウ]が必要である。したがって、[ウ]なしに株式、社債やファンドの販売勧誘を行った場合、[ア]違反となり、刑事罰の対象となる。また、[ウ]のない業者により販売勧誘された株式・社債の売買契約は、原則として[エ]となる。

[ウ]のない業者の販売勧誘には、[ア]の勧誘規制は適用されないが、[オ]の適用はあるので、同法が定める説明義務違反等により、損害賠償請求を行うことは考えられる。また、不法行為の根拠として、適合性の原則違反・説明義務違反・断定的判断の提供等を主張することはできる。

- ② 商品（コモディティ）関連のデリバティブ取引は、[カ]の規制対象とな

る。商品（コモディティ）関連のデリバティブ取引の販売勧誘を業として行うときには、原則として商品先物取引業者としての許可または商品先物取引仲介業者としての登録が必要である。こうした資格を得ないで販売勧誘を行った場合、[カ]違反となり、刑事罰の対象となる。無資格業者の販売勧誘には、[カ]の勧誘規制は適用されないが、無資格業者が訪問販売等を行った場合は、[キ]の適用対象となるので、同法に基づく書面交付義務や不実告知の禁止、クーリング・オフ等の規定が適用される。

このほか、CO₂排出権取引については、役務取引ととらえての[キ]の適用や、消費者契約法等の適用を検討する。また、このほか、詐欺的投資勧誘トラブルでは、不特定多数の者から元本を保証しての出資の受入れ等を禁止する[ク]、一定期間物品を預かり、利益を提供する取引等を規制する[ケ]等が適用される場合がある。行政の対応としては、消費者庁による[コ]に基づく勧告・命令等の対応が考えられる。

【語群】

1. 割賦販売法	2. 金融商品販売法	3. 消費者基本法
4. 特定商取引法	5. 預託法	6. 金融商品取引法
7. 登録	8. 許可	9. 出資法
10. 商品先物取引法	11. 海外商品先物取引法	12. 証券会社
13. 金融商品取引業者	14. 消費者安全法	15. 取消し
16. 無限連鎖講の防止に関する法律		17. 無効
18. 組織的犯罪処罰法	19. 利息制限法	20. 届出

論 文 試 験

次のテーマのうち1つを選び、1000字以上、1200字以内で論文にまとめ、解答用紙に記入しなさい。文字数制限が守られていない場合には、採点の対象外となります。

1. 地方消費者行政充実のための取組として、消費生活センターや相談窓口の整備の強化というこれまでの課題に加え、地域ネットワークの構築が重要となってきた。こうした中で、地域の消費者被害の防止に向けた消費生活センターの今後の活動のあり方と課題について、下記の指定語句をすべて使用して論じなさい。なお、文章中の指定語句の箇所には、わかるように必ず下線を引きなさい。

指定語句：高齢者見守りネットワーク、 相談情報の活用、
消費者市民の育成、 消費者行政職員の役割、 地域の関連団体

2. 近年、高齢者を対象とした、いわゆる健康食品の送りつけ商法に関する相談が急増している。この商法の実態とその法的解決への道筋について、下記の指定語句をすべて使用して論じなさい。なお、文章中の指定語句の箇所には、わかるように必ず下線を引きなさい。

指定語句：特定商取引法、 意思表示の合致、 ネガティブ・オプション、
代金引換配達、 電話勧誘販売

平成26年度消費生活専門相談員資格認定試験 第一次試験(択一式及び〇×式筆記試験)解答

1 ① ② ×ア ③ ×イ ④ ×ア ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ×イ ⑨ ×ア ⑩ ×ウ

2 ア 1 イ 13 ウ 15 エ 3 オ 17 カ 5 キ 16 ク 14 ケ 19 コ 2

3 ア 1 イ 2 ウ 11 エ 3 オ 19 カ 16 キ 14 ク 10 ケ 25 コ 29
サ 24 シ 22 ス 28 セ 7 ソ 27

4 ア 1 イ 3 ウ 6 エ 10 オ 9

5 ア 2 イ 7 ウ 5 エ 17 オ 6 カ 10 キ 14 ク 20 ケ 3 コ 18

6 ア 5 イ 3 ウ 9 エ 8 オ 6

7 ア 8 イ 1 ウ 6 エ 5 オ 10

8 ア 13 イ 14 ウ 6 エ 2 オ 5 カ 15 キ 3 ク 4 ケ 16 コ 19

9 ① ② ×イ ③ ×イ ④ ×ウ ⑤ ×イ ⑥ ×イ ⑦ ×ウ ⑧ ⑨ ⑩ ×ア
⑪ ⑫ ×ウ ⑬ ×ウ ⑭ ⑮ ⑯

10 ① ×イ ② ×ウ ③ ④ ×ア ⑤ ⑥ ⑦ ×イ ⑧ ×イ ⑨ ⑩ ×ウ

11 ① ×イ ② ③ ※ ④ ×ア ⑤ ×ウ ⑥ ⑦ ×ア ⑧ ⑨ ⑩ ×ウ
⑪ ⑫ ⑬ ×イ ⑭ ×ウ ⑮ ⑯

※11③の設問に誤りがあったため、受験者全員を正答扱いとします。

12 ① ×ア ② ③ ×イ ④ ×ア ⑤ ⑥ ×ウ ⑦ ×ウ ⑧ ×ウ ⑨ ⑩ ⑪

13 ア 9 イ 3 ウ 6 エ 2 オ 4

14 ア 10 イ 4 ウ 6 エ 2 オ 14 カ 16 キ 8 ク 20 ケ 12 コ 18

15 ア 18 イ 10 ウ 11 エ 4 オ 19 カ 8 キ 17 ク 14 ケ 9 コ 6

16 ア 8 イ 10 ウ 1 エ 2 オ 3

17 ア 4 イ 6 ウ 5 エ 8 オ 7

18 ア 10 イ 7 ウ 9 エ 15 オ 4 カ 8 キ 19 ク 5 ケ 17 コ 20

19 ① ② ③ ×ア ④ ⑤ ×イ ⑥ ⑦ ×ア ⑧ ⑨ ×イ ⑩ ⑪

20 ア 2 イ 7 ウ 4 エ 3 オ 1

21 ア 2 イ 3 ウ 1 エ 7 オ 9 カ 12 キ 15 ク 18 ケ 17 コ 20

22 ア 6 イ 13 ウ 7 エ 17 オ 2 カ 10 キ 4 ク 9 ケ 5 コ 14